

日本組合基督教会教会法の研究（1）

塩野和夫

はじめに—本論の目的

「日本組合基督教会教会法の研究」は「日本組合基督教会史の研究史」「日本組合基督教会史研究の方法論」「『日本組合教会便覧』の統計資料分析とその解説」「日本組合基督教会史の時期区分」と共に『日本組合基督教会史研究序説¹⁾』に置かれる。日本組合基督教会の総会関係資料を調査すると、類繁な諸規約・信仰告白と諸規則・諸規定(程)等の制定・改正・修正・追加・削除・廃止の跡を見ることができる。このように頻繁な諸法規の変遷を整理し分析することによって、日本組合基督教会史の展開を教会法から解説することに本論の目的はある。²⁾

ところで、本論の目的は一つの前提に基づいている。日本組合基督教会(適宜、「組合教会」と略す)が法的共同体として組織されていた以上、その教会法研究は日本組合基督教会史研究に有効性を持つという前提である。この前提に立つと同時に教会法研究の限界も踏まえておきたい。組合教会諸法規の変遷が組合教会史の展開と密接に関わっている点や時代状況に対する組合教会の敏感な反応が法規にも読み取れる点は教会法研究の有効性を語っている。けれども、歴史的思惟とその方法において本質的に重要な歴史的・個別的・人格的現実は教会法史との接点は持つが、同一ではないし同質でもない。³⁾ここに教会史研究に対する教会法研究の限界があるし、本論を序説に位置付ける理由もここにある。

そこで、本論の対象を「教会法」と総称する妥当性について考えておきたい。法学では「法」と「法律」が概念的に区別されている。「法律」が個々

の法規に用いられる概念であり、したがって法体系を構成する一要素であってそれだけでは完結しないのに対して、体系として法規の全体を意味する概念が「法」である。⁴⁾このような概念で考えるとすれば、組合教会の場合にも個々の法規をそれぞれの名称で呼び、それらを総称して「教会法」と呼ぶことには妥当性がある。

名称に関してさらに重要なのはキリスト教史で使用されてきた「教会法」という呼称の歴史である。周知の通り「教会法」の呼称がキリスト教史で用いられてきたのは主としてカトリック教会においてであり、カトリック教会はカノン法を中心とした整備された教会法を持っている。それに対してプロテスタンント教会ではルドルフ・ゾームに代表される教会法に批判的な見解も根強く、カトリック教会におけるような権威ある教会法を持つこともなかった。そうだとすれば日本のプロテスタン一对一教派に過ぎない組合教会の諸法規を「教会法」と総称することは不適切なのではないか。

しかしながら、カトリック教会の教会法を基準として組合教会諸法規の最終的な判断を下すことはプロテスタント原理に反する。プロテスタント原理の重要な一面はカトリック教会の相対化である。福音主義によって再形成されたプロテstanント教会はその存在自身がカトリック教会の相対化を主張しているからである。プロテstanント原理によればカトリック教会だけが唯一普遍の教会ではありえないし、その教会法も唯一の基準的教会法ではない。そこで福音主義によって再形成された教会には固有の自律的な教会法が備えられるべきなのである。組合教会も福音主義教会であり、その教会諸法規を総称して「教会法」と呼ぶことにはプロテstanント原理に立つわれわれの主張も込められている。

第1章 方法論的考察と教会法の分類

第1節 教会法研究の有効性と妥当性

日本組合基督教会史研究における教会法研究の有効性と妥当性に関して、⁵⁾ルドルフ・ゾーム (Rudolf Sohm 1841-1917) の「教会法矛盾説」 (Das Kir-

chenrecht steht mit dem Wesen der Kirche in Widersprüche.) から検討を加えたい。

R.ゾームは「教会法 I」("Kirchenrecht. Erster Band.") の序文で「教会法矛盾説」を基本的思考概念として採用することを述べ、主たる根拠を次のように語っている。「教会の本質は靈的であり、法の本質はこの世的である。教会は聖靈の支配によって導かれ、統治されるであろう。法は常にただ人間的な支配を許し、地上的で誤りを犯す可能性を持ち時代思潮に流される性質を現す」。⁶⁾ R.ゾームによると既に原始キリスト教に法的現実の萌芽は見出されるのであるが、中世カトリシズムにおいて「キリストの教会に教会法が台頭することによって、その教会法によって教会のすべての本質が変化した」のであり、すなわち「キリストによって勝ち取られた民と地上での神の王国であるキリスト教界は、キリスト以外に頭を持たず神的真実以外の力を知らなかつた。そのキリスト教界が支配の中に地上的力を持ち地上的目的を持ち地上的主張を持つことによって変わってしまった。神の支配は教皇の支配に、⁸⁾ 神の言葉の支配は法の支配に変わってしまった」のである。したがつて、宗教改革の本質は教皇の支配から神の支配へ、法の支配から神の言葉の支配への復帰でなければならなかつた。事実、R.ゾームは1520年12月10日にルターが破門状と共にカトリック教会の教会法(das Corpus Juris Canonici)を火中に投じたことを宗教改革の象徴的出来事として記している。⁹⁾

このようにR.ゾームは「教会法 I」で教会法史を「原始キリスト教(Das Urchristentum)」「カトリシズム(Der Katholizismus)」「宗教改革(Die Reformation)」に区分し、それぞれの時代分析を一貫して「教会法矛盾説」で行っている。そこで、組合教会教会法の研究に関して、R.ゾームの基本概念「教会法矛盾説」から何を指摘できるか。

まず考えておきたいのは「教会法矛盾説」を生み出した時代状況とその制約についてである。和田昌衛教授(1924-1975)は「19世紀福音主義教会法学の傾向をもっとも典型的に、ある意味で劇的にあらわしたものは、恐らく例のゾームであろう」とR.ゾームの「教会法矛盾説」に高い評価を与えるながらも、この学説が19世紀ドイツの時代状況の中から生み出された、時代の子

として持つ特色を明らかにしようとされている。そこで、19世紀ドイツの時代状況を端的に現す制度として検討されるのが「ラント教会制(Landeskirchentum)」である。和田昌衛教授によると19世紀のドイツ福音主義教会はラント教会制によって「二重の意味で福音主義教会法の基礎付けを規定」¹²⁾されていた。その規定とは「一つはラント教会制に基づく国家教会法の容認という形であり、今一つはかようなラント教会法を固執する限りついに教会の自律権に基づく本質的意味での教会法は否定されるという形であった」。¹³⁾したがって、R.ゾームの「教会法矛盾説」はラント教会制によつて自律的教会法が福音主義教会から奪い取られていた時代状況から生み出されたのである。この事実は、もしラント教会制に決定的な変革が生じたならば新しい福音主義教会法理論が要請されることを示唆している。そして、時代は動いた。第1次世界大戦はラント教会制を崩壊させた。¹⁴⁾ここに時代状況の変化が新しい福音主義教会法理論を要請する。和田昌衛教授が新しい時代に即した自律性を持った福音主義教会法理論として紹介されるのはギンター・ホルシュタイン(Günther Holstein 1892-1931)¹⁵⁾のそれである。

ところで、R.ゾームの「教会法矛盾説」をめぐる主たる論点の一つとして和田昌衛教授に展開されていたのは「福音主義教会の自律権」であった。ドイツ福音主義教会法を基礎付ける上でその基本要因と考えられているのがこの福音主義教会の自律権である。あるいは、ラント教会制が福音主義教会法基礎付けの阻害要因とされたのも、それが福音主義教会の自律権をはなはだしく奪っていたためである。R.ゾームの「教会法矛盾説」はこのような時代状況に即した法理論だと言えよう。そうだとすれば日本組合基督教会の場合はどうであろうか。組合教会の場合には基本的に教会の自律権に基づく教会法であったと考えられる。¹⁶⁾時代状況のさまざまな影響を受けながらも組合教会の主体的自律性に基づいて組合教会教会法は制定され修正され施行された。このことは日本組合基督教会史研究における教会法研究の妥当性を高めている。

次いで教会法研究の中に確保されるべき歴史性について検討したい。教会法研究を教会史研究に位置付けようとする以上、歴史性を踏まえることが求

められるからである。そこで組合教会教会法の研究では基礎作業として資料批評を行い、その上で内容検討に入る。このような手順の目的の一つは歴史性の確保である。ところで、教会法研究における歴史性確保に関しては、G.ホルシュタインの教会法理論がまず批判されねばならない。G.ホルシュタインの教会法理論の特色は「創造の秩序というキリスト教的神学概念において法を捉える、きわめてキリスト教的神学的な傾向のものである」。¹⁷⁾このように歴史性を抽象したキリスト教的神学的傾向が強ければなおさらその法理論には歴史的検証が求められる。ところが、G.ホルシュタインの教会法理論は「実定国家法とのつながりをいかに説明するかはついに彼の此の書から¹⁸⁾は明らかでない」と批判されている。G.ホルシュタインの教会法理論に非歴史的欠点は否定できないのである。和田昌衛教授はG.ホルシュタインの教会法理論と比較してR.ゾームの理論には歴史性を評価されるようである。たしかにR.ゾームは19世紀ドイツ歴史主義の流れに立つ法学者であり、「教会法Ⅰ」も歴史的構成をとっている。ところが、この「教会法Ⅰ」に対してウルリッヒ・シュトゥツ(Ulrich Stutz 1868-1938)¹⁹⁾は「この書物の中に、教会法史というものを認めることもできない」と批判している。U.シュトゥツの批判は歴史性欠如の指摘を踏まえて行われている。では、歴史的構成を取りながらそれでもR.ゾームが歴史性を欠如させこととなった原因は何なのか。そこに考えられるのがR.ゾームの概念法学の立場である。歴史把握にはさまざまな概念が必要とされる。ところが、R.ゾームの場合には概念構成力に卓越し依存したために歴史性を捨象したのである。この事実は教会法研究に歴史性を重んじる慎重な姿勢を求めている。

R.ゾームの「教会法矛盾説」に関して最後に指摘しておきたいのは、組合教会教会法の研究との質的相違である。R.ゾーム「教会法矛盾説」の鋭い問い合わせ教会と法との本質に向けられている。しかし、本論で課題とするのは教会の本質でもなく教会法の本質でもない。そうではなく、本論が教会法研究で第1に問うるのは具体的な組合教会の教会法史であり、第2に組合教会史と教会法史との関連である。このような本論の課題とR.ゾームの問い合わせ間に質的相違が存在することは明らかである。したがって、「教会法矛盾

「矛盾説」が組合教会の教会法史に妥当してもしなくとも、そのことがただちに本論に影響を与えることはない。むしろ、R.ゾームの問い合わせは組合教会史そのものの検討に対して鋭い示唆を持つのである。

以上、R.ゾームの「教会法矛盾説」をめぐる諸論点からわれわれの教会法研究の有効性と妥当性について検討した。結論として、R.ゾームの「教会法矛盾説」は教会史の本質に対して鋭い問い合わせを持っているが、具体的な教会法史研究に関しては問い合わせに質的相違があるので有効性についても妥当性についても発言力を持たないことが分かった。また、「教会法矛盾説」を生んだ19世紀ドイツの歴史的状況を考慮すると日本組合基督教会史研究における教会法研究の有効性と妥当性は高められたと言える。さらに、G.ホルシュタインやR.ゾームに対する歴史性欠如の批判は教会法研究に歴史性確保のための慎重な対応を要請していた。

第2節 教会法関連資料と方法論

本論が対象とする教会法は日本基督伝道会社年会²¹⁾、日本組合基督教会総会²²⁾、日本基督教団第3部総会およびそれらに準じる会議において制定・改正・修正・追加・削除・廃止された諸規約・信仰告白と諸規則・諸規定(程)である。本節ではこれら組合教会諸法規関連の資料を整理して紹介し、研究方法についても具体的に述べておきたい。

資料紹介はこれを基本資料と補助資料に分けることから始めたい。基本資料は当局によって発行された総会議事録および規約集である。教会法研究で最も高い信頼性が認められるのはこの基本資料である。しかし、基本資料にはたびたび補助資料による補完が必要とされる。補助資料が何よりも求められるのは基本資料が失われている会議に関してである。それ以外にも会議内容について基本資料だけではあいまいであったり不十分である場合の確認や補完、あるいは会議内容についての評価等を補助資料に求めることができる。ただし、補助資料の採用についてはより慎重な資料批評が必要である。

基本資料として採用したのは以下の通りである。

A. 日基督伝道会社年会記事

- ① 日本基督伝道会社第9年会記事(1886年)

B. 日本組合基督教会総会記録

- ① 第3回組合基督教会総会議事録(1888年)
- ② 組合教会臨時総会記事(1888年)
- ③ 第5回組合総会(1890年)
- ④ 第9回組合教会記録(1894年)
- ⑤ 第11回日本組合教会総会記録(1896年)
- ⑥ 第12回日本組合基督教会総会記録(1897年)
- ⑦ 第13回日本組合基督教会総会記録(1898年)
- ⑧ 第14回日本組合基督教会総会記録(1899年)
- ⑨ 第15回日本組合基督教会総会記録(1900年)

C. 日本組合教会便覧

- ① 34年度日本組合教会便覧(第16回総会)
- ② 35年度日本組合教会便覧(第17回総会)
- ③ 36年度日本組合教会便覧(第18回総会)
- ④ 明治37年日本組合基督教会便覧(第19回総会)
- ⑤ 明治38年日本組合教会便覧(第20回総会)
- ⑥ 明治39年日本組合教会便覧(第21回総会)
- ⑦ 明治40年日本組合教会便覧(第22回総会)
- ⑧ 明治41年日本組合教会便覧(第23回総会)
- ⑨ 明治42年日本組合教会便覧(第24回総会)
- ⑩ 明治43年日本組合教会便覧(第25回総会)
- ⑪ 明治44年日本組合教会便覧(第26回総会)
- ⑫ 明治45年日本組合教会便覧(第27回総会)
- ⑬ 大正2年日本組合教会便覧(第28回総会)
- ⑭ 大正3年日本組合教会便覧(第29回総会)
- ⑮ 大正4年日本組合教会便覧(第30回総会)
- ⑯ 大正5年日本組合教会便覧(第31回総会)
- ⑰ 大正6年日本組合教会便覧(第32回総会)

- ⑯ 大正7年日本組合教会便覧(第33回総会)
- ⑰ 大正8年日本組合教会便覧(第34回総会)
- ⑱ 大正9年日本組合教会便覧(第35回総会)
- ⑲ 大正10年日本組合教会便覧(第36回総会)
- ⑳ 大正11年日本組合教会便覧(第37回総会)
- ㉑ 大正12年日本組合教会便覧(第38回総会)
- ㉒ 昭和15年日本組合教会便覧(第56回総会)
㉓)

D. 総会記録

- ① 第39回総会記録(1923年)
- ② 第40回総会記録(1924年)
- ③ 第41回総会記録(1925年)
- ④ 第42回総会記録(1926年)
- ⑤ 第43回総会記録(1927年)
- ⑥ 第44回総会記録(1928年)
- ⑦ 第45回総会記録(1929年)
- ⑧ 第46回総会記録(1930年)
- ⑨ 第47回総会記録(1931年)
- ⑩ 第48回総会記録(1932年)
- ⑪ 第49回総会記録(1933年)
- ⑫ 第50回総会記録(1934年)
- ⑬ 第51回総会記録(1935年)
- ⑭ 第52回総会記録(1936年)
- ⑮ 第53回総会記録(1937年)

E. 日本組合基督教会規約

- ① 日本組合基督教会規約 1928年8月15日発行
- ② 日本組合基督教会規約 1929年11月15日発行
- ③ 日本組合基督教会規約 1931年8月7日発行
- ④ 日本組合基督教会規約 1934年8月10日発行
- ⑤ 日本組合基督教会規約 1938年1月5日発行

F. 総会議案・総会報告

- ① 第55回総会議案・第55回総会報告(1939年)
- ② 第57回(臨時)総会議案・第57回(臨時)総会報告(1941年)
- ③ 第58回総会議案(1941年、第1回日本基督教団第3部総会)

G. 日本組合基督教団教団規則

- ① 日本組合基督教団教団規則

補助資料として採用したのは以下の通りである。

- H. 『日本基督伝道会社略史』 日本基督伝道会社 1898年
- I. 『日本組合基督教会史』 日本組合基督教会 1924年
- J. 今泉真幸『日本組合基督教会』 1934年
- K. 湯浅与三『基督にある自由を求めて－日本組合基督教会史』 1958年
- L. 高橋慶『日本組合基督教会年表』（『キリスト教社会問題研究』 17号
1970年 18号 1971年 20号 1972年）
²⁴⁾
- M. 『七一雑報』『福音週報』 雜報社 1875年-1883年
- N. 『東京毎週新報』『基督教新聞』『東京毎週新誌』『基督教世界』 警醒社・組合教会・日本基督教団 2部 3部 4部 1883年-1942年
- O. 『日本基督教新報』 日本基督教新報事務所 1942年-1944年

次いで研究方法について具体的に述べる。

まず取り組まれる作業は資料批評である。資料批評とは各資料の比較検討によって会議の名称・日時・場所を確定し、さらに教会諸法規の制定・改正・修正・追加・削除・廃止等教会法関連事項の確定作業を行うことである。手順としては基本資料の調査検討から始められ、必要に応じて補助資料による補足、確認が行われる。資料批評でたびたび問題となるのは基本資料が失われている場合である。この場合には補助資料による相互検討とコンテキストから資料批評が行われる。資料間で報告内容に相違が生じている場合も慎重な検討が求められる。このような場合のあるケースではコンテキストとの整合性によって解決する。書き間違えなどによる単純なミスもあるからである。しかし、多くのケースでは各資料の比較検討、コンテキストにおける整合性などの慎重な検討が求められる。なお、当局によって作成された「総会記録」「便覧」「規約集」に何が教会法規として記載されており、あるいは記載されていないかについても注意を要する。

資料批評を踏まえて第2に取り組まれる作業は教会法の形式的内容的な展開の整理であり、各時期の教会法の体系の把握である。伝道会社が単独で活動した時期を含めても60年余りの期間に、組合教会教会法はかなりの頻度で

制定・改正・修正・追加・削除・廃止を繰り返した。このように頻繁な教会法の推移が決して無秩序な変化ではなかったことが第2作業によって明らかにされるであろう。すなわち、組合教会史のそれぞれの時期にその時の状況・課題・目標があり、それらが教会法を展開させていく原動力であった。そこで、教会法史をこの原動力との関わりから捉え、教会法史の時期区分を行い、さらに各時期の教会法の体系について検討するのが第2作業である。

教会法をその展開と各時期の体系によって全体的に検討したならば、第3に教会法における個別諸問題の検討に入りたい。個別諸問題の主題としては「各個教会の自治と組合教会の組織」「協同の精神と主体的責任を担う教会」「対外政策——対アメリカン・ボードと朝鮮人伝道」をそれぞれ取り上げることとなろう。その際に、それぞれの主題が固定的に取り扱われるのではなく教会法史の流れの中で検討されること、教会法を展開させていった力との有機的な関連を視野に入れて検討されることは言うまでもない。

第3節 日本組合基督教会「教会法」の分類

本論が対象とする49の教会諸法規は、年会・総会・教団第3部総会およびそれらに準ずる会議で制定・改正・修正・追加・削除・廃止された諸規約・信仰告白と諸規則・諸規定(程)であって、これらを総称して日本組合基督教会「教会法」と呼ぶ。²⁵⁾そこで、組合教会教会法を構成するこれら49の教会諸法規の分類を試みたい。まず、教会法における位置付け、内容的特色および共通性、他の教会法規との関連などから以下の通り7部門に分類する。

日本組合基督教会「教会法」の7部門

- | | |
|-------------------------|-------------------------------|
| I. 基本法 | V. 理事会規程・財団法人日本組合基 |
| II. 信仰告白 ²⁶⁾ | 督教会関連規程および実務規程 ²⁷⁾ |
| III. 伝道会社関連規則 | VI. 各部規則 |
| IV. 他団体との協定・協約等 | VII. 各会規約 |
| 関連法規 | |

「教会法 7 部門」に属する教会諸法規は以下の通りである。

I 基本法

- ① 日本組合基督教会規約
- ② 総会細則
- ③ 日本組合基督教会憲法
- ④ 日本組合基督教団教団規則²⁸⁾
- ⑤ 日本基督教団第3部教会規約

II 信仰告白

- ⑥ 信仰の告白

III 伝道会社関連規則

- ⑦ 日本基督伝道会社規則
- ⑧ 附則　日本基督伝道会社基本金積立規定

VI 他団体との協定・協約等関連法規

- ⑨ 日本組合教会及アメリカン・ボード宣教師の合同会議に於て全会一致を以て採用したる提案
- ⑩ 日本組合基督教会及アメリカン・ボーリド・チャパン・ミッション伝道事業合同協定
- ⑪ 伝道師養成ニ関スル協定
- ⑫ 日本ミッション宣教師ニ関スル決議
- ⑬ 日本基督教連盟ニ関スル決議
- ⑭ 1927年協約
- ⑮ 1927年協約　中央委員会施行細則
- ⑯ 同志社神学教育協力に関する協定
- ⑰ 日本組合基督教会及アメリカン・ボーリド間ニオケル伝道事業ニ関スル協定第4項但書ニ関スル決議

V 理事会規程・財團法人日本組合基督教会関連規程および実務規程

- ⑱ 日本組合基督教会　客員籍ニ関スル決議
- ⑲ 日本組合基督教会　按手礼志願者試験規程
- ⑳ 日本組合基督教会　理事会規程

- ㉑ 日本組合基督教会 中央基金規程
- ㉒ 日本組合基督教会 中央基金細則
- ㉓ 日本組合基督教会 教職名簿整理規程
- ㉔ 日本組合基督教会 推薦神学生規程
- ㉕ 日本組合基督教会 調査委員ニ関スル決議
- ㉖ 財団法人 日本組合基督教会維持財団寄付行為
- ㉗ 日本組合基督教会 伝道獻身者獎勵ニ関スル規程
- ㉘ 日本組合基督教会 他行及住所不明会員整理ニ関スル申合
- ㉙ 財団法人 日本組合基督教会維持財団寄付行為細則
- ㉚ 日本組合基督教会 会堂建築資金規程
- ㉛ 日本組合基督教会 教職試験規定
- ㉜ 日本組合基督教会 恩給資金規程
- ㉝ 日本組合基督教会 中央基金及恩給資金細則
- ㉞ 日本組合基督教会 伝道師養成獎励金規程
- ㉟ 日本組合基督教会 教職銘衡規程

VI 各部規則

- ㉟ 基督教世界社規則
- ㉞ 日本組合基督教会 伝道部規則
- ㉙ 日本組合基督教会 伝道部基本金規定
(内容はV部門とも考えられるが経過等からVI部門とした)
- ㉞ 日本組合基督教会 日曜学校規則
- ㉟ 日本組合基督教会 総務部規則
- ㉞ 日本組合基督教会 朝鮮伝道部規則
- ㉟ 日本組合基督教会 教育部規則
- ㉞ 日本組合基督教会 社会部規則
- ㉟ 日本組合基督教会 財務部規則
- ㉞ 日本組合基督教会 各部規則

VII 各会規約

- ㉟ 日本組合基督教会 教師会規約

- ④⁷ 日本婦人伝道会規約
- ④⁸ 日本組合基督教会 男女青年会連盟規約
- ④⁹ 日本組合基督教会 連合婦人会規約

第2章 日本組合基督教会「教会法」の資料批評

本章では教会法研究の基礎作業として資料批評に取り組む。資料批評とは諸資料を相互検討することによって、会議の名称・日時・場所を確定し、各法規の制定・改正・修正・追加・削除・廃止等、教会法関連事項を確定する作業である。便宜上、作業は年代によって以下の通り3区分して行われる。

第1節 1877年－1900年

第2節 1901年－1920年

第3節 1921年－1942年

各節ともそれぞれに整理された表に従って会議に関する資料批評および教会法の部門ごとに各法規の資料批評が行われる。ただし、各法規の展開を全体的に明らかにするためまた資料批評の簡素化を図るために、会議に関する資料批評は「注」に記載する事とし、基本法以外の法規については制定・改正・全面修正・廃止などの局面に限定して批評することとした。

第1節 資料批評 1877年－1900年

表1 日本組合基督教会『教会法』の資料批評(1) 1877年-1900年

注.表記について

表1、表2、表3およびその資料批評では下記の通り会議名称・資料名称・教会法規名称を略記する。

(1) 会議名称の略記

- *日本組合基督教会総会「総会」 *日本基督伝道会社年会「年会」 *日本組合基督教団第3部総会「3部総会」 *日本組合基督教会理事会「理事会」 *1927年協約中央委員会「中央委員会」 *財団法人日本組合基督教会理事会「財団法人理事会」 *日本組合基督教会教師会総会「教師会」 *日本婦人伝道会総会「婦人伝道会」 *日本組合基督教会連合婦人会総会「連合婦人会」 *日本組合基督教会男女青年会連盟総会「青年会」

(2) 資料名称の略記

- A.日本基督伝道会社年会記事「年会記事」 B.日本組合基督教会総会記録「総会記録」 C.日本組合教会便覧「便覧」 D.総会記録「記録」 E.日本組合基督教会規約「規約集」 F.総会議案・総会報告「議案」「報告」 G.日本組合基督教団教団規則「組合教団規則」 H.日本基督伝道会社略史「略史」 I.日本組合基督教会史「教会史①」 J.日本組合基督教会「教会史②」 K.基督にある自由を求めて「教会史③」 L.日本組合基督教会年表「年表」 M.七一雑報・福音週報「七一」「週報」 N.東京毎週新報・基督教新聞・東京毎週新誌・基督教世界「新報」「新聞」「新誌」「世界」 O.日本基督教新報「基督教新報」

(3) 教会法規名称の略記

- ①日本組合基督教会規約「教会規約」 ②総会細則「細則」 ③日本組合基督教会憲法「教会憲法」 ④日本組合基督教団教団規則「組合教団規則」 ⑤日本基督教団第3部教会規約「第3部規約」 ⑥信仰の告白「告白」 ⑦日本基督伝道会社規則「会社規則」 ⑧附則日本基督伝道会社基本金積立規定「附則」 ⑨日本組合教会及アメリカン・ボード宣教師の合同会議において全会一致を以て採用したる提案「提案」 ⑩日本組合基督教会及アメリカン・ボールド・ジャパン・ミッション伝道事業合同協定「伝道協定」 ⑪伝道師養成ニ関スル協定「養成協定」 ⑫日本基督教連盟ニ関スル決議「連盟決議」 ⑬日本ミッション宣教師ニ関スル決議「宣教師決議」 ⑭1927年協約「27年協約」 ⑮1927年協約中央委員会施行細則「27年細則」 ⑯同志社神学教育協力に関する協定「神学教育協定」 ⑰日本組合基督教会及アメリカン・ボールド間ニオケル伝道事業ニ関スル協定第4項但書ニ関スル決議「4項決議」 ⑱日本組合基督教会客員籍ニ関スル決議「客員籍決議」 ⑲日本組合基督教会按手礼志願者試験規定「按手礼規定」 ⑳日本組合基督教会理事会規程「理事会規程」 ㉑日本組合基督教会中央基金規程「中央基金規程」 ㉒日本組合基督教会中央基金細則「中央基金細則」 ㉓日本組合基督教会教職名簿整理規程「名簿整理規程」 ㉔日本組合基督教会推薦神学生規程「推薦神学生規程」 ㉕日本組合基督教会調査委員ニ関スル決議「調査委員決議」 ㉖財團法人 日本組合基督教会維持財團寄付行為「寄付行為」 ㉗日本組合基督教会伝道献身者奖励ニ関スル規程「献身奖励規程」 ㉘日本組合基督教会他行及住所不明会員整理ニ関スル申合「整理申合」 ㉙財團法人 日本組合基督教会維持財團寄付行為細則「寄付行為細則」 ㉚日本組合基督教会会堂建築資金規定「会堂建築規定」 ㉛日本組合基督教会教職試験規定「教職試験規定」 ㉜日本組合基督教会恩給資金規程「恩給資金規程」 ㉝日本組合基督教会中央基金及恩給資金細則「中央及恩給細則」 ㉞日本組合基督教会伝道師養成奖励金規程「伝道師養成規程」 ㉟日本組合基督教会教職銓衡規程「教職銓衡規程」 ㉟基督教世界社規則「世界社規則」 ㉞日本組合基督教会伝道部規則「伝道部規則」 ㉙日本組合基督教会伝道部基本金規定「伝道部基本金規定」 ㉙日本組合基督教会日曜学校規則「日曜学校規則」

- ⑩日本組合基督教会総務部規則「総務部規則」 ⑪日本組合基督教会朝鮮伝道部規則「朝鮮伝道部規則」 ⑫日本組合基督教会教育部規則「教育部規則」 ⑬日本組合基督教会社会部規則「社会部規則」 ⑭日本組合基督教会財務部規則「財務部規則」 ⑮日本組合基督教会各部規則「各部規則」 ⑯日本組合基督教会教師会規約「教師会規約」 ⑰日本婦人伝道会規約「婦人伝道会規約」 ⑱日本組合基督教会男女青年会連盟規約「青年会規約」 ⑲日本組合基督教会連合婦人会規約「連合婦人会規約」

日時・場所	会議名称 ³³⁾	I 基本法	II 信仰告白	III 伝道会社 関連規則	VII 各会規約
		①教会規約 ②細則	⑥告白	⑦会社規則 ⑧附則	⑯教師会規約
1877.6.22 京都	伝道会社設立協議会ア				
1878.1.2-3 梅花女学校	伝道会社設立会議イ			⑦ア	
1878.11.22 神戸教会	1回年会			⑦制定イ	
1879.10.8-9 浪花教会	2回年会				
1880.5.28-29 梅花女学校	3回年会				
1881.5.18 京都新島宅ウ	4回年会				
1882.1 神戸工	臨時年会				
1882.5.17-18 神戸教會才	5回年会				
1883.4.25 京都第2公会堂	6回年会				
1884.6.12 大阪教会	7回年会				
1885.5 多聞教会キ	8回年会				
1886.4.21-23 京都第2公会	1回総会 9回年会	①制定ア		⑦小修正	
1887.5.4-6東京第1教会ク	2回総会 10回年会			⑦小修正	
1888.5.23-26 大阪教会	3回総会 満10年年会ケ			⑦小修正	

1888.11.23-2 5 大阪教会	臨時総会				
1889.5.22-27 神戸教会	4回総会 12回年会コ				
1890.4.2-4 平安教会サ	5回総会 13回年会			⑦改正ウ	
1891.4.1-2 岡山教会シ	6回総会 14回年会	①全面修正イ ②制定ウ			
1892.3.31-4. 2 浪華教会ス	7回総会 15回年会		⑥制定ア		
1893.4.4-9 番町教会セ	8回総会 16回年会			⑦小修正	
1894.4.4-6 神戸教会	9回総会 17回年会				
1895.4.1-4 大阪教会	10回総会 18回年会	①部分修正エ		⑦全面修正 エ	
1895.10.22-2 4 奈良ソ	1回教師会				④制定ア
1896.4.1-3 洛陽教会タ	11回総会 19回年会	②小修正オ			
1897.4.6-9 神戸教会チ	12回総会チ 20回年会	①全面修正カ ②廃止キ		⑦全面修正 オ	
1898.4.8-12 靈南坂教会ツ	13回総会 21回年会			⑧制定カ	
1899.4.6-10 大阪教会テ	14回総会 22回年会				
1900.5.3-7 四条教会ト	15回総会 23回年会	①小修正タ			
1900.11.8-10 神戸教会ナ	16回総会 24回年会	①部分修正ケ			

(1) 基本法

① 日本組合基督教会規約³⁴⁾

ア、第1回総会で制定。教会規約の項目は以下の通り。第1条 目的

第2条 信仰ヶ条(9項目) 第3条 教会設立及び牧師任免 第4条 事

務委員 第5条 部会 細則(6ヶ条) 地方組合区域³⁶⁾

イ、第6回総会で全面修正。全面修正された教会規約項目は以下の通り。³⁷⁾

第1条 教会 第2条 信仰 第3条 組合 第4条 部会(2項目) 第

5 条 総会（2 項目） 第6条 修正

エ、第10回総会で、「第7条 事務（3項目）」「第8条 役員」「第9条選挙」³⁸⁾が追加。

カ、第12回総会で全面修正。全面修正された教会規約項目は以下の通り。³⁹⁾

なお、新教会規約には総会細則の内容が組み入れられている。第1条組織 第2条 教会 第3条 部会（5項目） 第4条 総会（3項目） 第5条 役員 第6条 役員の職務（4項目） 第7条 役員の選挙 第8条 常議員会の事務 第9条 経費 第10条 修正

ク、第15回総会で総会日時を規定した「第4条1項」を修正。⁴⁰⁾

ケ、第16回総会で部分修正。修正箇所は「第4条2項3項」「第5条」⁴¹⁾「第6条1項3項4項」、追加箇所は「第6条2項3項」である。

② 総会細則

ウ、第6回総会で制定。制定された総会細則の項目は以下の通り。第1条組織 第2条例会 第3条 臨時会 第4条 常議員 第5条 書記 第6条 経費

オ、第11回総会で第6条に「但し書き」を追加。⁴²⁾

キ、第12回総会で「細則」は廃止。その内容は教会規約に加えられる。⁴³⁾

(2) 信仰告白

⑥ 信仰の告白

ア、第7回総会で制定。当時、組合教会内部で信仰的動搖が激しく一定の信仰内容の基準を示すために制定された。信仰告白の内容項目は以下の通り。一、（三一神） 二、（キリスト） 三、（聖霊） 四、（聖書）⁴⁵⁾五、（教会等）⁴⁶⁾

(3) 伝道会社関連規則

⑦ 日本基督伝道会社規則

ア、伝道会社設立会議については教会史①・教会史②・教会史③・七
一に記載があり、いずれも規則の制定に触れている。この規則と伝道
会社規則の関わりは推測されるが、伝道会社規則そのものであるかど
うかは分からない。⁴⁷⁾⁴⁸⁾

イ、第1回年会で会社規則を制定。制定された会社規則の項目は以下の通り。第1—4条(議員・会議の規定) 第5—11条(委員・議長・記者の規定) 第12—15条(伝道者派遣の規定) 第16—17条(各公会の規定)⁴⁹⁾
 ウ、第13回年会で会社規則を改正。改正規則の名称は「大日本基督伝道会社規則」となっている。⁵⁰⁾改正規則の項目は以下の通り。第1条(目的) 第2条(名称) 第3条(事務局) 第4—8条(組織) 第9—12条(役員) 第13—15条(年会) 第16条(経費) 第17条(報告) 第18条(規則修正)

エ、第18回年会で伝道会社の組織変更に伴い会社規則を全面修正。全面修正された規則の名称は「改正大日本基督伝道会社規則」とされている。⁵¹⁾修正された規則の項目は以下の通り。第1条(目的) 第2条(名称) 第3条(事務所) 第4条(組織) 第5条(役員) 第6条(社長) 第7条(常議員会) 第8条(社長・役員の選挙) 第9条(総会) 第10条(経費) 第11条(報告) 第12条(修正)

オ、第20回年会で会社規則を全面修正。全面修正された規則の項目は以下の通り。第1条 名称 第2条 目的 第3条 位地 第4条 経費 第5条 役員 第6条 役員の職務(4項目) 第7条 役員の選挙 第8条 会議 第9条 報告 第10条 修正⁵²⁾

⑧ 附則 日本基督伝道会社基本金積立規定

カ、第21回年会で附則は制定。制定された附則は全5条から成っている。⁵³⁾略史(26-28頁)によると伝道会社は明治30年11月付で「日本基督伝道会社基本金募集の趣旨」を発表している。附則制定に先立つ募金である。

(4) 各会規約

⑯ 日本組合基督教会 教師会規約⁵⁴⁾

ア、第1回教師会で教師会規約を制定。内容は本文と細則から成る。本文の項目は以下の通り。一、名称 一、組織 一、目的 一、会合 一、誓約(3項目) 一、役員(4項目) 一、選挙 一、資金(2項目) 一、入退会 一、贊助員 一、寄付金 一、処分⁵⁵⁾

第2節 資料批評 1901年－1920年

表2 日本組合基督教会『教会法』の資料批評(2) 1901年-1920年

日時場所	会議名称 ⁵⁶⁾	I 基本法	III 伝道会 社関連規則	IV 他団体 と 定・協約 等関連法規	V 理事会 規程・財 団法人日 本組合基 督教会関 連規程・ 実務規程	VI 各部規 則	VII 各会規 約
		①教会規 約③教会 憲法	⑦会社規 則⑧附則	⑨提案	⑯客員籍 決議⑯按 手札規定 ⑯理事会 規程⑯中 央基金規 程⑯中央 基金細則	⑯世界社 規則⑯伝 道部規則 ⑯伝道部 基本規 定⑯日曜 学校規則 ⑯総務部 規則⑯朝 鮮伝道部 規則⑯教 育部規則 ⑯社会部 規則⑯財 務部規則	⑯教師会 規約⑯婦 人伝道会 規約
1901.11. 6-7 磯部ア	8回教師 会						(46)全面修 正ア
1901.11. 8-11 前橋教会	17回総会 25回年会						
1902.11. 4-6 三日市イ	9回教師 会						(46)全面修 正イ
1902.11. 7-11 大阪教会ウ	18回総会 26回年会	③可決ア	⑦小修正				
1903.10. 21-24 岡山教会	19回総会 27回年会	③イ					
1904.10. 22-25 同志社教会	20回総会 28回年会	①改正ウ ③廃止エ	⑦全面修 正ア⑧全 面修正イ				
1905.10. 20-25 本郷教会	21回総会 29回年会			(9)承認ア			
1906.10. 13-16 神戸教会	22回総会 30回年会						

1906.12. 10 神戸 教会工	婦人伝道 会創立						④制定ウ
1907.10. 19-22 大阪教会	23回総会 31回年会 1回婦人 伝道会				⑮決議ア		
1908.10. 14 奈良	15回教師 会						⑯全面修 正工
1908.10. 16-20 京都才	24回総会 2回婦人 伝道会	①全面修 正才	⑦改正ウ				
1909.10. 16-19 東京	25回総会 3回婦人 伝道会						
1910.10. 1-5 神戸才	26回総会 4回婦人 伝道会					⑯制定ア	
1911.10. 13-17 大阪	27回総会 5回婦人 伝道会	①小修正 力			⑯制定イ		
1912.10. 5-9 京都	28回総会 6回婦人 伝道会	①小修正 キ	⑦廢止工 ⑧廢止才			⑯制定イ ⑯制定ウ	
1913.10. 4-7 東京	29回総会 7回婦人 伝道会						
1914.10. 3-6 神戸	30回総会 8回婦人 伝道会						
1915.10. 23-26 大阪	31回総会 9回婦人 伝道会	①部分修 正ク				⑯制定工	
1916.10. 6-10 京都キ	32回総会 10回婦人 伝道会						
1917.10. 5-9 東京ク	33回総会 11回婦人 伝道会				⑯小修正		
1918.10. 3-7 神戸	34回総会 12回婦人 伝道会	①小修正 ケ					
1919.10. 2-6 大阪	35回総会 13回婦人 伝道会	①全面修 正コ			⑯全面修 正ウ⑯制 定工⑯制 定才⑯制 定力	⑯全面修 正才⑯全 面修正カ ⑯廢止キ ⑯制定ク ⑯制定ケ ⑯制定コ ⑯制定サ ⑯制定シ	

1920.9.2 8-29奈良	27回教師会					(46)小修正
1920.10. 1-4 京都	36回総会 14回婦人 伝道会	①小修正 サ			⑩小修正 ⑪部分修 正	⑬小修正 ⑭小修正 ⑮小修正 ⑯小修正 ⑰小修正 ⑱小修正 ⑲小修正 ⑳小修正

（1）基本法

① 日本組合基督教会規約

ウ、第20回総会で改正。⁵⁷⁾改正された教会規約内容は、第18回総会で可決されながらも実施されることのなかった教会憲法にはほぼ準じている。

改正規約の項目は以下の通り。第1章(1-4条)総則 第2章(5-11条)教会 第3章(12-16条)教師、牧師、伝道師 第4章(17-21条)部会 第5章(22-29条)総会 第6章(30-33条)役員 第7章(34条)事業 第8章(35-37条)経費 第9章(38条)修正

オ、第24回総会で全面修正。ただし教会規約の構成はほとんど変更がない。修正されたのは、第1章では3条、第2章では5・6・7条、第3章では9・10・11・12・13・14条、第4章では16・18条、第5章では22・23・24・26条、第6章では27・28・29・30・31・32条、第7章では33条、第8章では34・35・36条である。また、12条が追加されている。

カ、第27回総会で小修正。⁵⁹⁾27条5項にある「会計1名」を「会計2名」としている。

キ、第28回総会で小修正。主に役員に関する修正で、27・28・31・38の各条文が修正されている。⁶⁰⁾

ク、第31回総会で部分修正。修正された条文は、6・7・9・10・11・12・13・14・15・16・20・25・28・35条で、8条が追加されている。「第2章(5-9条)教会」「第3章(10-16条)教師、牧師、伝道師」に修正が多い。⁶¹⁾

ケ、第34回総会で小修正。修正条文は30・31条で役員の事項である。⁶²⁾

コ、第35回総会で全面修正。全面修正された教会規約の項目は以下の通

り。第1章(1-4条)総則 第2章(5-9条)教会 第3章(10-19条)教職 第4章(20-25条)部会 第5章(26-34条)総会 第6章(35-39条)役員 第7章(40-42条)評議員及委員 第8章(43条)職員 第9章(44条)事業 第10章(45-46条)経費 第11章(47条)修正
 サ、第36回総会で小修正。⁶⁴⁾ 修正条文は29・37・38・40条である。

(3) 日本組合基督教会憲法

ア、第18回総会で次年度総会後実施を条件として可決。可決された教会憲法の項目は以下の通り。第1章(1-5条)総則 第2章(6-12条)教会 第3章(13-16条)教師、伝道師 第4章(17-20条)部会 第5章(21-26条)総会 第6章(27-34条)役員、役員の選挙及職務 第7章(35-37条)経費 第8章(38条)憲法修正
 イ、第19回総会で教会憲法の実施延期が承認。⁶⁵⁾
 エ、第20回総会で教会規約が改正されたことにより教会憲法は廃止。改正された教会規約の内容は教会憲法に準じている。

(2) 伝道会社関連規則

(7) 日本基督伝道会社規則

ア、第20回総会で全面修正。⁶⁶⁾ 全面修正された会社規則の項目は以下の通り。第1条 名称 第2条 目的 第3条 位地 第4条 役員 第5条 役員の職務 第6条 役員の選任 第7条 会議 第8条 社員、社友 第9条 基本金 第10条 経費 第11条 報告 第12条 修正
 ウ、第24回総会で改正。⁶⁷⁾ 改正された会社規則の項目は以下の通り。第1条(名称・事業) 第2条(目的) 第3条(役員) 第4条(役員の職務) 第5条(報告) 第6条(執行) 第7条(社員・社友) 第8条(客員) 第9条(基本金) 第10条(経費) 第11条(修正)

エ、第28回総会で廃止。「日本組合基督教会 伝道部規則」に引き継がれる。

(8) 附則 日本基督伝道会社基本金積立規定

イ、第20回総会で全面修正。⁶⁸⁾
 オ、第28回総会で廃止。「日本組合基督教会 伝道部基本金規定」に引き継がれる。

（3）他団体との協定・協約等関連法規

- ⑨ 日本組合教会及アメリカン・ボード宣教師委員の合同会議において全会一致を以て採用したる提案

ア、1905年10月15日に開かれた合同会議で採用され、第21回総会で承認。

「提案」の内容は「明治39年1月1日より日本基督伝道会社は目下アメリカン・ボードミッションの補助を受け居る総ての諸教会を引受け經營⁷⁰⁾の責に任ずる事」を中心とする。

（4）理事会規程・財団法人日本組合基督教会関連規程および実務規程

- ⑩ 日本組合基督教会 客員籍ニ関スル決議

ア、第23回総会で決議。客員籍決議は組合教会客員の待遇・義務・権利等を内容とする。

- ⑪ 日本組合基督教会 振手礼志願者試験規定

イ、第27回総会で制定。全9条。振手礼規定は、志願者の受験資格・試験内容・振手礼式規定等を内容とする。

ウ、第35回総会で振手礼規定は全面修正。この修正は理事会規程制定に伴うもの。

- ⑫ 日本組合基督教会 理事会規程

エ、第35回総会で制定。制定された理事会規程の項目は以下の通り。第1条(処理事項) 第2~4条(理事会) 第5~6条(部長会)

- ⑬ 日本組合基督教会 中央基金規程

オ、第35回総会で制定。全4条と附則。中央基金規程は牧師・伝道師に対する経済的援助を目的とする。

- ⑭ 日本組合基督教会 中央基金細則

カ、第35回総会で制定。全10条。中央基金細則は中央基金に関する細則。

（5）各部規則

- ⑮ 基督教世界社規則

ア、第26回総会で制定。全9条。世界社規則は組合教会機関紙『基督教世界』をはじめ基督教書を出版する基督教世界社の運営・活動等に関する規則。

㊯ 日本組合基督教会 伝道部規則

イ、第28回総会で制定。全8条。⁷⁸⁾ 伝道公社が組合教会伝道部に組織変更したことに伴い、制定された。伝道部規則は伝道活動の目的・内容・経費等を定めている。

オ、第35回総会で全面修正。全7条。ただし、基本的構成に著しい変化はない。⁷⁹⁾

㊯ 日本組合基督教会 伝道部基本金規程

ウ、第28回総会で制定。全6条。⁸⁰⁾ 伝道公社が組合教会伝道部に組織変更されたことに伴い、制定された。内容的には「附則」を引き継いでいる。⁸¹⁾ カ、第35回総会で全面修正され、全3条となる。ただし、内容に著しい変化はない。

㊯ 日本組合基督教会 日曜学校規則

エ、第31回総会で制定。全4章12条。⁸²⁾ 日曜学校規則は日曜学校活動に寄与するための事業・組織・経費等を内容とする。

キ、第35回総会で廃止。教育部規則に引き継がれる。

㊯ 日本組合基督教会 総務部規則

ク、第35回総会で制定。全4条。⁸³⁾ 総務部規則は組合教会に設置された総務部の運用等を内容とする。

㊯ 日本組合基督教会 朝鮮伝道部

ケ、第35回総会で制定。全10条。⁸⁴⁾ 朝鮮伝道部規則は朝鮮人伝道に寄与するための活動・組織・担当等を内容とする。

㊯ 日本組合基督教会 教育部規則

コ、第35回総会で制定。全5条。⁸⁵⁾ 教育部規則は日曜学校規則を引き継ぎ、組合教会の教育事業に関する規則。

㊯ 日本組合基督教会 社会部規則

サ、第35回総会で制定。全5条。⁸⁶⁾ 社会部規則は社会問題および社会事業の研究調査等のために設けられた社会部の組織・活動等を内容とする。

㊯ 日本組合基督教会 財務部規則

シ、第35回総会で制定。全4条。⁸⁷⁾ 財務部規則は組合教会の財産を管理し

財務を統括するために設けられた財務部に関する規則。

(6) 各会規約

④⑥ 日本組合基督教会 教師会規約

ア、第8回教師会で全面修正されたが、⁸⁸⁾ 基本的構成に著しい変化はない。

イ、明治36年度便覧(99-103頁)は第9回教師会で教師会規約の全面修正を記述している。しかし、その教師会規約の内容は第8回教師会で全面修正されたものと一致している。そこで第8回教師会の全面修正を採用。

エ、第15回教師会で教師会規約は全面修正されたが、⁸⁹⁾ 基本的構成に著しい変化はない。

④⑦ 日本婦人伝道会規約

ウ、婦人伝道会創立によって制定。⁹⁰⁾ 婦人伝道会規約の項目は以下の通り。

一、名称 一、目的 一、位置 一、役員 一、年会 一、委員 一、会員 一、支部

第3節 資料批評 1921年-1942年

表3 日本組合基督教会『教会法』の資料批評(3) 1921年-1942年

	I 基本法	IV 他団体との協定・協約等関連法規	V 理事会規程・財團法人日本組合基督教会関連規程・実務規程	VI 各部規則	VII 各会規約
	①教会規約 ④組合教団規則⑤第3部規約	⑩伝道協定 ⑪養成協定 ⑫連盟決議 ⑬宣教師決議⑭27年協約⑮27年細則⑯神学教育協定⑰4項決議	⑯客員籍決議⑯按手礼規定⑯理事會規程⑯中央基金規程 ⑯中央基金細則⑯名簿整理規程⑯推薦神学生規程⑯調査委員決議⑯寄付行為⑯献身奨励規程⑯整理申	⑯世界社規則⑯伝道部規則⑯伝道部基本金規定⑯総務部規則⑯朝鮮伝道部規則⑯教育部規則⑯社会部規則⑯財務部規則⑯各部規則	④教師会規約④婦人伝道会規約④青年会規約④連合婦人会規約

日時場所	会議名称 ⁹¹⁾			合⑨寄付行為細則⑩会堂建築規定⑪教職試験規定⑫恩給資金規程⑬中央及恩給細則⑭伝道師養成規程⑮教職銓衡規程		
1921.10. 6-10 東京ア	37回総会 15回婦人 伝道会	①部分修正 ア	⑩決議ア		⑩小修正 ⑪廃止ア	
1922.10. 5-10 神戸イ	38回総会 16回婦人 伝道会	①部分修正 イ	⑪決議イ	⑯小修正⑰ 小修正⑲小 修正⑳制定 ア⑳制定イ ㉑決議ウ	㉖全面修正 イ㉗小修正 ⑩小修正⑳ 全面修正ウ ㉘部分修正 ⑩小修正	㉗全面修 正ア
1923.11. 3-6 大阪	39回総会 17回婦人 伝道会		㉒賛同を決 議ウ	㉖制定工		
1923.11 ウ	理事会		㉑加盟を決 議工			
1924.9.1 9-20石山	31回教師 会					㉖小修正
1924.9.2 0-24京都	40回総会 18回婦人 伝道会	①小修正ウ		㉗制定才㉘ 決議力	㉖小修正⑩ 小修正⑪小 修正	
1924.12 工	財團法人 理事会			㉙制定キ		
1925.9.1 6-18 江の島	32回教師 会					㉖小修正
1925.9.1 9-23	41回総会 19回婦人 伝道会	①小修正工		㉖小修正㉗ 小修正	㉖部分修 正㉗小修正㉘ 部分修正	
1925.12 才	財團法人 理事会			㉙制定ク		
1926.9.2 4-28神戸	42回総会 20回婦人 伝道会					
1927.10. 7-11 大阪	43回総会 21回婦人 伝道会	①小修正才	⑩小修正⑫ 決議才⑬決 議力	㉖小修正㉗ 小修正		

1928.1 カ	27年協約 委員会		⑯制定キ			
1928.3	財団法人 理事会			㉖部分修正		
1928.10. 5-9 京都	44回総会 22回婦人 伝道会					
1928.10. キ	青年会					㉗制定イ
1928.10. 9	財団法人 理事会			㉙小修正		
1929.5	27年協約 委員会		⑯小修正			
1929.10. 4-8 本郷 教会ク	45回総会 23回婦人 伝道会	①小修正カ	⑭小修正	⑯廃止ヶ⑯ 小修正⑯全 面修正コ⑯ 制定サ		
1930.10. 3-7 神戸教会	46回総会 24回婦人 伝道会					
1931.10. 9-13 大阪	47回総会 25回婦人 伝道会					
1931.10	青年会					㉘修正
1931.12	財団法人 理事会			㉖部分修正 ㉙小修正⑯ 小修正		
1932.10. 7-10 霧南 坂教会	48回総会 26回婦人 伝道会		⑪廃止ク⑯ 決議ヶ			
1933.6	27年協約 委員会		⑯小修正			
1933.10. 6-10同志 社教会	49回総会 27回婦人 伝道会	①小修正キ	⑩小修正⑯ 部分修正	㉔廃止シ⑯ 廃止ス⑯制 定七⑯制 定ソ⑯制 定タ	㉗㉙㉚㉛㉜㉝㉞ ㉟㉛㉚㉛㉞ ㉟㉛㉚㉛㉞	
1934.7	財団法人 理事会			㉟小修正		
1934.10. 5-9 神戸 教会ケ	50回総会 28回婦人 伝道会					
1935.10. 5-9 本郷 教会コ	51回総会 29回婦人 伝道会		⑩全面修正 コ⑯部分修 正	㉗部分修正		
1936.1	財団法人 理事会			㉙小修正		

(1) 基本法

① 日本組合基督教会規約

ア、第37回総会で部分修正。修正条文は24・25・28・29・36・37・38・

39条である。第7章と40・41条は削除されている。修正は「第5章(26
-34条)総会」「第6章(35-39条)役員及委員」に集中している。

イ、第38回総会で部分修正。修正条文は25・26・27・28・29・34・35・

36・37・38・41・42条である。第9章と43条が削除、新しく43条が追加されている。修正は「第5章(26-34条)総会」「第6章(35-39条)役

員及委員」「第8章(41—42条)事業」に集中している。

ウ、第40回総会で小修正。修正条文は22・23・24・25・36条で「第4章⁹⁴⁾(20—25条)部会」に集中している。

エ、第41回総会で小修正。修正条文は28・29条でいすれも「第5章総会⁹⁵⁾」の条文である。

オ、第43回総会で小修正。修正条文は21・25・26・28・35・36条である。⁹⁶⁾

カ、第45回総会で小修正。修正条文は16条。⁹⁷⁾

キ、第49回総会で小修正。修正された条文は5・6・7・41条で、「第2章(5—9条)教会⁹⁸⁾」に集中している。⁹⁹⁾

ク、第52回総会で全面修正。全面修正された教会規約項目は以下の通り。

第1章(1—4条)総則 第2章(5—10条)教会 第3章(11—20条)教職
第4章(21—26条)部会 第5章(27—35条)総会 第6章(36—42条)事業
第7章(43—44条)役員 第8章(45条)職員 第9章(46—47条)評議員及委員
第10章(48—49条)経費 第11章(50条)修正¹⁰⁰⁾

ケ、第53回総会で小修正。修正された条文は3・4・38条。¹⁰¹⁾

サ、第57回総会で組合教会の解散により廃止。

④ 日本組合基督教団教団規則

コ、第55回総会で宗教団体法(1939年3月23日成立、1940年4月1日施行)¹⁰²⁾に対応する法規として日本組合基督教団憲法及び同細則を可決。当局との交渉により度重なる変更が加えられた。¹⁰³⁾

⑤ 日本基督教団第3部規約

シ、第57回総会で日本組合基督教団教団規則を日本基督教団第3部教会規約¹⁰³⁾とすることを可決。

(2) 他団体との協定・協約等関連法規

⑩ 日本組合基督教会及アメリカン・ボールド・チャパン・ミッション伝道事業合同協定

ア、第37回総会で決議。全10条。伝道事業協力のための協定。¹⁰⁴⁾

コ、第51回総会で全面修正。全8条。アメリカン・ボード派遣宣教師の立場や活動等が内容となっている。¹⁰⁵⁾

⑪ 伝道師養成ニ関スル協定

イ、同志社専門学校神学部開設にあたって組合教会と同志社で結ばれた
¹⁰⁶⁾
 協定。第38回総会で決議。全6条。伝道師養成を目的とする協議員会
 について定めている。

ケ、第48回総会で神学教育協定の決議に伴い廃止。

⑫ 日本基督教連盟ニ関スル決議

ウ、第39回総会で賛同を決議。

エ、1923年11月の理事会で加盟を決議。
¹⁰⁷⁾

⑬ 日本ミッショն宣教師ニ関スル決議

オ、第43回総会で決議。日本ミッショն宣教師の移動等に関する決議。
¹⁰⁸⁾

⑭ 1927年協約

カ、第43回総会で可決され、組合教会とアメリカン・ボードの間で結ば
 れた協約。「伝道協定」の対象外に置かれていた事業協力についての協
¹⁰⁹⁾
 定。

⑮ 1927年協約 中央委員会施行細則

キ、1928年1月の27年協約委員会で制定。中央委員会の構成・議事内容
¹¹⁰⁾
 等についての細則。

⑯ 同志社神学校教育協力に関する協定

ケ、第48回総会で決議。組合教会と同志社で結ばれた「養成協定」に日
¹¹¹⁾
 本基督同胞教会とアメリカン・ボードも加わり、新たに結ばれた協定。

⑰ 日本組合基督教会及アメリカン・ボーラード間ニ於ケル伝道事業ニ関スル
 協定第4項但書ニ関スル決議

サ、1936年12月の理事会で決議。宣教師住宅出費に関する決議。
¹¹²⁾

⑯⑰⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰

シ、第57回総会で組合教会が解散したため、廃止されたと考えられる。

(3) 理事会規程・財団法人日本組合基督教会関連規程および実務規程

⑲ 日本組合基督教会 按手礼志願者試験規定

ケ、第45回総会で教職試験規定の制定に伴い廃止。

⑳ 日本組合基督教会 中央基金細則

- コ、第45回総会で全面修正。ただし、基本的構成や内容に著しい変化は認められない。¹¹³⁾
- シ、第49回総会で中央及恩給細則の制定に伴い廃止。
- ㉓ 日本組合基督教会 教職名簿整理規程
ア、第38回総会で制定。教職の除籍・復帰に関する規程。¹¹⁴⁾
- ㉔ 日本組合基督教会 推薦神学生規程
イ、第38回総会で制定。伝道師養成を目的とし、奨学金給付等の特典を¹¹⁵⁾与えられた推薦神学生に関する規程。
- ス、第49回総会で伝道師養成規程の制定により廃止。
- ㉕ 日本組合基督教会 調査委員ニ関スル決議
ウ、第38回総会で決議。組合教会の事業推進のために設けられた常設調査委員に関する決議。¹¹⁶⁾
- ㉖ 財団法人 日本組合基督教会維持財團寄付行為
エ、第39回総会で決議され、1924年11月に文部省の認可を受けて成立。組合教会所属諸教会やその他の団体の財産所有・管理等のために設立¹¹⁷⁾された財団法人に関する規定。
- ㉗ 日本組合基督教会 伝道獻身者獎励ニ関スル規程
オ、第40回総会で制定。伝道獻身者獎励・志願者に対する指導等に関する規程。¹¹⁸⁾
- ㉘ 日本組合基督教会 他行及不明会員整理ニ関スル申合
カ、第40回総会で決議された申し合せ。¹¹⁹⁾
- ㉙ 財団法人 日本組合基督教会維持財團寄付行為細則
キ、1924年12月の財団法人理事会で制定。財団法人寄付行為に関する細則。¹²⁰⁾
- ㉚ 日本組合基督教会 会堂建築資金規程
ク、1925年12月の財団法人理事会で制定。会堂建築資金の貸与に関する規程。¹²¹⁾
- ㉛ 日本組合基督教会 教職試験規定
サ、第45回総会で制定。教職試験委員・按手礼志願者の資格および試験・

122

伝道師志願者の資格および試験・挨拶式等についての規定。

③② 日本組合基督教会 恩給資金規程

セ、第49回総会で制定。伝道師養成を目的として神学校在学者に奨励金¹²³⁾を支給する規程。

(33) 日本組合基督教会 中央基金及恩給資金細則

ソ、第49回総会で制定。恩給資金規程の制定に伴って、中央基金細則の
運用を広げて制定された。¹²⁴⁾

④ 日本組合基督教会 伝道師養成奨励金規程

タ、第49回総会で制定。伝道師養成を目的として神学校在学者に奨励金¹²⁵⁾を支給する規程。

③5 日本組合基督教会 教職銘衡規程

チ、第53回総会で制定。教職の異動に関する銓衡を行う委員会に関する
規程。¹²⁶⁾

(18)(20)(21)(23)(25)(26)(27)(28)(29)(30)(31)(32)(33)(34)(35)

ツ、第57回総会で組合教会が解散したため、廃止されたと考えられる。

(4) 各部規則

⑬ 基督教世界社規則

イ、第38回総会で全面修正。基本的構成等に変化はない。

(41) 日本組合基督教会 朝鮮伝道部規則

ア、第37回総会で廃止。

(42) 日本組合基督教会 教育部規則

ウ、第38回総会で全面修正。基本的構成等に変化はない。

37 40 42 43 44

工、第49回総会で廃止。各部規則に組み入れられる。

(45) 日本組合基督教会 各部規則

オ、第49回総会で制定。制定された各部規則の構成は以下の通り。¹²⁷⁾ 第1章(1条)総務部 第2章(2条)教職部 第3章(3-5条)伝道部 第4章(6-7条)教育部 第5章(8-9条)社会部 第6章(10条)財務部 第7章(11-14条)役員及び委員

カ、第52回総会で廃止。教会規約に組み入れられる。

④⑥⑧

キ、第57回総会で組合教会の解散により、廃止されたと考えられる。

(5) 各会規約

④⑦ 日本婦人伝道会規約

ア、第16回婦人伝道会で全面修正。ただし、基本的構成等に変化はない。

ウ、連合婦人会の創立に伴い廃止。

④⑧ 日本組合基督教会 男女青年連盟規約

イ、青年会規約は2度の修正を経た後の規約しか分からぬ。その構成は以下の通り。第1条 名称 第2条 目的 第3条 組織 第4条 本部 第5条 総会 第6条 役員

④⑨ 日本組合基督教会 連合婦人会規約

エ、第1回連合婦人会で制定。制定された連合婦人会規約の構成は以下の通り。第1条 名称 第2条 組織 第3条 目的 第4条 事業 第5条 会計 第6条 役員 第7条 会議 第8条 支部 第9条 委員 第10条 賛助員 第11条 規約修正

④⑥⑧⑨

オ、第57回総会の組合教会解散により、廃止されたと考えられる。

注

1) 塩野和夫「『日本組合教会便覧』の統計資料分析とその解明(1)」(『キリスト教社会問題研究』39号 1991年3月) 塩野和夫「『日本組合教会便覧』の統計資料分析とその解明(2)」(『キリスト教社会問題研究』40号 1992年3月発行予定)

2) 筆者が『日本組合基督教会史研究 序説』の中に「教会法研究」の必要を感じたのは『『日本組合教会便覧』の統計資料分析とその解明』に取り組んでいた時である。統計資料調査を進める中で教会を規定する日本組合基督教会規約の内容がたびたび修正されていたことに困惑した。その困惑の中からこのように頻繁な法規修正が組合教会史との関わりで何を意味するのかと聞くことから本論の取り組みは始められた。

3) 歴史的思惟とその方法について筆者は1990年9月に開催されたキリスト教史学会で研究発表した「日本組合基督教会の研究方法に関する一考察—E.トトレルチの歴史

的思惟と共同体諸概念を手掛かりとしてー」で言及している。(発表要旨『キリスト教史学』第45号 1991年7月 104-106ページ)

- 4) 「法」と「法律」の概念については次の論文を参照。
森村進「法という言葉の意味と存在形式」(日本評論社『法学セミナー』376号 1986年4月 42ページ)
- 5) R.ゾームが「教会法」について見解を展開しているのは主として次の著作である。
"Kirchengeschichte im Grundriss, Leipzig, 1887." (岡田五作全訳「基督教会史論」新生堂 1932年) "Kirchenrecht, Bd.1. München und Leipzig, 1892." "Kirchenrecht, Bd.2. München und Leipzig, 1923."
- 6) R.Sohm, Kirchenrecht, Bd.1.S.1. 「われわれが教会法史に着手するならば、それは千年の発展を一瞬のうちに包含することである。そこで驚くばかりの量を有する資料の掌握をわれわれはただ基本的思考の把握によって勝ち取るであろう。この基本的思考は教会法史にも多大な影響を与える。そのような基本的思考とは次の通りである。『教会法は教会の本質に矛盾している』。」
- 7) R.Sohm,a.a.O., S.1.
- 8) R.Sohm,a.a.O.,S.456.
- 9) R.Sohm,a.a.O.,S.461.
- 10) 和田昌衛教授の「教会法」研究の成果がまとめられているのは次の著作である。『ドイツ福音主義教会法研究』和田昌衛教授遺稿集刊行委員会、1977年。
- 11) 和田昌衛『ドイツ福音主義教会法研究』1977年、26ページ。
- 12) 和田昌衛、前掲書。30ページ。
- 13) 和田昌衛、前掲書。30ページ。
- 14) 1918年にラント諸侯は退位し、1919年のワイマール憲法によって従来のラント教会制は廃止された。
- 15) G.ホルシュタインが福音主義教会法の基礎理論を展開したのは次の著作である。
"Evangelischen Kirchenrechts, Tübingen, 1928."
- 16) 組合教会教会法の自律性については1939年の宗教団体法成立以降の動きについて丁寧な検証を必要とする。本論では第2章で資料批評を行った上で、第3章以降で法規内容の特色に言及する。
- 17) 和田昌衛『ドイツ福音主義教会法研究』1977年、77ページ。
- 18) 和田昌衛、前掲書。77ページ。ここで「実定国家法」と述べられているのは他の箇所では「国定的実定国家法」と言い換えられているものである。
- 19) U.シュトゥッツは教会法史研究を内容豊かなものとするために従来の教会法研究の序論的位置付けを克服して、それ自体で自律した学問領域を持つことを主張した。教会法史とその体系に関して次の著作が主たるものである。
"Kirchenrecht I Geschichte II System, in Enzyklopädie der Rechtswissenschaft in systematischer Bearbeitung, begründet von Franz v. Holtzendorff, herausg. von Josef Köhler, 6., der Neubearbeitung 1. Aufl., München u. Berlin, 1904."

S.809ff; 2. Aufl., 1914., S.275ff."

"Die Kirchliche Rechtsgeschichte, Stuttgart, 1905."

- 20) U.Stutz, "Die Eigenkirche als Element des mittelalterlich-germanischen Kirchenrechtes, Antrittsvorlesung, Berlin, 1895."(増渕静四郎・淵倫彦訳『私有教会・教会法史』創文社、1972年)訳本の128ページ。
- 21) 日本組合基督教会の教会法が直接対象とする会議は組合教会総会である。しかし、組合教会の教会法成立過程と日本基督伝道会社年会の間には密接な関連があり、また組合教会の日本基督教団への合同過程で日本基督教団第3部総会は組合教会との顕著な連続性が認められる。そこで、伝道会社年会と第3部総会を取り上げることとした。
- 22) 「総会」「年会」「第3部総会」に準じる会議とされるのは、組合教会の教会法に加えられる法規が制定・修正等された会議である。具体的には日本組合基督教会理事会・財團法人日本組合基督教会理事会・1927年協約中央委員会・日本組合基督教会教師会総会・日本婦人伝道会総会・日本組合基督教会男女青年会連盟総会・日本組合基督教会連合婦人会総会がある。
- 23) 「大正13年便覧」の「緒言」(1ページ)に以下の通り記されている。「便覧を発行する、今回を以て第24回となります。編集の体裁を変更し、従来の便覧を三分す。其内総会記録は既に別冊として出版せり。本便覧の外、諸規則は別冊として本年中に出版し、かくして完了する予定なり」。「諸規則」が「日本組合基督教会規約」として発行されている。
- 24) ここで補助資料に加えられる「福音週報」は「七一雑報」が改題されたものである。
- 25) 組合教会全教会に対して法的機能を持たない諸宣言や各個教会が所有していた法規あるいは書式案内等は対象から除外した。なお、各個教会が所有していた法規および書式案内については『「日本組合教会の特質と今日的課題および日本組合教会規約等』新島学園女子短期大学・新島文化研究所発行 1984年』を参照。
- 26) 第1回総会で制定された組合教会規約および第6回総会と第12回総会で全面修正された組合教会規約には信仰告白に法的位置が与えられている。したがって他の信仰宣言と区別して信仰告白に一部門を設けることとした。
- 27) 理事会規程・財團法人日本組合基督教会関連規程および実務規程を一部門にまとめたのは法規の制定や運用等で相互の関連が認められるためである。
- 28) 「日本組合基督教団教団規則」と「日本基督教団第3部教会規約」は、宗教団体法に対応して可決あるいは制定された基本法である。
- 29) 法規名称に顕著な変更が認められる場合は新しい法規の制定として扱う。
- 30) 従来の法規に対して名称の変化はないが、その内容や構成に著しい変化が全体的に認められる場合、これを改正と呼ぶ。
- 31) 従来の法規内容の継承は確認できるが、言葉や内容、構成等に変更が認められる場合、これを修正と呼ぶ。修正にはいくつかの言葉が数ヶ条に限定される小修正、一定のまとまった修正が確認される部分修正、修正が全体に及んでいる全面修正に分

けられる。

- 32) 制定・改正・修正・追加等の表示が当該法規でなされるのに対して、削除の表示は前法規で行われる。
- 33) ア、伝道会社設立協議会について記載しているのは教会史③だけである。会議名称は記載内容から付けたもので正式会議名ではない。
 イ、会議名称は年表に従った。
 ウ、場所について教会史①・教会史②・教会史③・略史には「京都」とある。七一・年表には「京都新島宅」とあり、後者を採用。
 エ、日付は不明。場所も神戸のどこかは不明。
 オ、日付は七一(7巻21号3ページ)による。
 カ、教会史①・教会史③・略史には「4月、京都」とある。年表には「4月23日、京都第2公会(平安教会)」とあり、後者を採用。
 キ、日付は不明。
 ク、年表の日時は「5月1日-11日」。教会史③・七一は「5月4日-6日」であり、後者を採用。ただし、11日にも会議が開かれている。
 ケ、会議名称「満10年年会」は略史による。教会史③・年表には「第10年年会」とあるが、コンテキストとの整合性がない。
 コ、会議名称は略史による。教会史③・年表には「第11回年会」とある。
 サ、日時は第5回総会記録による。年表には「4月3日」とあり、教会史③には「4月2日」に会議が始められたと記している。会議名称は略史による。教会史③・年表には「第12回年会」とある。
 シ、日時は年表には「4月1日」とあり、教会史③には「4月1日-2日」とある。後者を採用。
 ス、場所は教会史①・教会史③には「大阪」とあり、年表・七一には「浪華教会」とある。後者を採用。
 ゼ、日時は年表による。新聞(506号2ページ)は10日に親睦会が行われたことを報道している。
 ソ、日時は年表では「10月22日-24日」。教会史③では「10月22日-25日」でありプログラムも記している。後者を採用。
 タ、日時は年表には「4月1日-14日」とあり、新聞(662号6ページ)には「4月1日-3日」とある。第11回総会記録は後者を支持している。
 チ、第12回総会で組合教会の正式名称が「日本組合基督教会」と決定された。したがって、総会名称も第12回総会以降は「日本組合基督教会総会」となる。
 ツ、日時は年表では「4月9日-」とある。しかし、第13回総会記録を検討すると「4月8日-12日」である。
 テ、日時は年表では「4月6日-8日」である。しかし、第14回総会記録を検討すると「4月6日-10日」である。
 ト、日時は教会史①・年表によると「5月3日-8日」である。しかし、第15回総

会記録には「5月3日—7日」とある。

ナ、日時は年表では「11月8日—11日」であり、教会史①では「11月8日—10日」である。34年度便覧は後者を支持している。

- 34) 第12回総会で正式に「日本組合基督教会」と名称決定されるまでは教会規約も「日本組合教会規約」と呼ばれていた。たとえば、第11回総会記録には「改正 日本組合教会規約」と記されている。
- 35) 第1回総会で教会規約が制定されたことは第9年会記事によって確認できる。しかし、第9年会記事は教会規約全体の内容を明らかにしない。ただ、教会史③(171—173ページ)に記載されている内容をほぼ支持している。
- 36) 第1回総会で制定された教会規約に附記されている細則と第6回総会で制定された総会細則との関連について検討の必要がある。それぞれの内容を比較検討した結果、両者の継続性はほとんど認められないと判断する。
- 37) 第6回総会で全面修正された教会規約内容は、第9回総会記録(154—155ページ)に記載されている日本組合教会規約で確認できる。
- 38) 第10回総会での追加は第9回総会記録(154—155ページ)と第11回総会記録(付録1—3ページ)の比較によって確認できる。
- 39) 第12回総会で全面修正された教会規約内容は、第12回総会記録(14—18ページ)で確認できる。
- 40) 第15回総会で小修正された教会規約内容は第15回総会記録(140ページ)で確認できる。
- 41) 第16回総会における部分修正は第15回総会記録(139—141ページ)と34年度便覧(43—46ページ)の比較によって確認できる。
- 42) 第6回総会で制定された細則は第9回総会記録(155—156ページ)で確認できる。
- 43) 第11回総会での追加は第11回総会記録(20ページ)で確認できる。
- 44) 第12回総会記録には教会規約・会社規則・告白が記載されている。しかし、従来はそれらとともに記載されていた細則は載っていない。廃止されたためと考えられる。
- 45) 第7回総会で制定された告白は第9回総会記録(156ページ)・教会史①(117ページ)・教会史②(25—26ページ)・新聞(445号付録2ページ)で確認できる。また、大正12年便覧までの総会記録・便覧にも掲載されている。告白が制定された当時の信仰的動搖は教会史①・教会史②・教会史③・新聞に記載されている。
- 46) 法規の各条文に標題がなく、筆者がこれを記した場合は()を付した。
- 47) 教会史①(50ページ)・教会史②(13ページ)・教会史③(82ページ)にはいざれも「衆議一決、規則數条を議定し」とある。七一(3巻2号 4ページ)には「何れ其規則書等取そろへ」とある。
- 48) 第1回年会の報告と比較検討の結果、第1回年会で会社規則は制定されたと判断する。
- 49) 第1回年会の報告は教会史③(83—84ページ)・七一(3巻48号49号)に記載されてい

る。七一(3巻49号4-5ページ)には年会の報告に併せて会社規則が掲載されている。なお、七一に掲載されている会社規則と教会史③(87-88ページ)にあるものは同文である。

- 50) 第13回年会で改正された会社規則は第5回総会記録(1-3ページ)で確認できる。
- 51) 伝道会の組織変更はアメリカン・ボードの指定寄付金謝絶に伴うものである。(略史17-18ページ) 第18回年会での会社規則変更は第9回総会記録と第11回総会記録に掲載されている会社規則の比較によって確認できる。修正された会社規則は第11回総会記録(4-6ページ)で確認できる。
- 52) 第20回年会で全面修正された会社規則は第13回総会記録(149-151ページ)で確認できる。
- 53) 第21回年会で制定された附則は第13回総会記録(151-152ページ)で確認できる。
- 54) 当初は「日本組合教会 教役者規約」と呼ばれ、明治41年便覧までこの名称を使っている。
- 55) 第1回教師会で制定された教師会規約は教会史③(244-246ページ)で確認できる。便覧に掲載されるのは35年便覧以降で、すでに修正された教師会規約である。
- 56) ア、場所は新誌(951号15ページ)によると「上州磯部温泉」である。
イ、場所は新誌(1003号17ページ)によると「河内国三日市錦渓谷温泉」である。
ウ、第18回総会の日時について年表には「11月7日-12日」とあるが、教会史①は「11月7日-11日」である。36年便覧は後者を支持。
エ、日本婦人伝道会創立は教会史①・教会史②・教会史③・年表および世界に報告されている。ただし、日付は教会史①と世界に記され、場所は世界(1215号7ページ)にだけ記されている。なお、創立は委員会で決定されているが、それに先立って婦人伝道会創立協議会が11月29日に神戸の田村宅で開かれている。(世界1214号9ページ)また、第22回総会期間中の10月15日には婦人大会が開かれている。(教会史③340ページ)
オ、第24回総会の日時について年表には「10月17日-20日」とあるが、世界(1312号6-7ページ)は「10月16日-20日」と伝えている。明治42年便覧は後者を支持。また、第24回総会以降の総会場所に関して特定教会名の記載がない場合は会場あるいは主要会場が複数あったと考えてよい。たとえば、第24回総会では京都市議事堂と同志社公会堂が主要会場で、そのほかに同志社神学館・京都娯楽部も会場となっている。
カ、第26回総会場所として年表には「神戸教会」とあるが、明治44年便覧には「神戸」とある。会場としては神戸教会・神戸女学院・多聞教会を主会場として他の多くの教会も会場とされている。そこで「神戸」を採用した。場所をめぐって同様の相違が年表とたびたびあるが、これ以外では言及しない。
キ、第32回総会の日時は年表には「10月6日-9日」とあるが、世界(1723号10-13ページ)には「10月6日-10日」とある。大正6年便覧は後者を支持。
ク、第33回総会の日時は年表には「10月4日-9日」とあるが、世界(1775号3-5、

- 10—13ページ)には「10月5日—9日」とある。大正7年便覧は後者を支持。
- 57) 第20回総会で改正された教会規約は明治39年便覧(9—15ページ)で確認できる。その後の便覧や規約集はこの時の改正を新規の制定として扱っている。
- 58) 第24回総会で全面修正された教会規約は明治42年便覧(16—23ページ)で確認できる。
- 59) 第27回総会での小修正は明治45年便覧(152ページ)で確認できる。
- 60) 第28回総会で小修正された教会規約は大正2年便覧(18—25ページ)で確認できる。
- 61) 第31回総会で部分修正された教会規約は大正5年便覧(18—25ページ)で確認できる。
- 62) 第34回総会での小修正は大正8年便覧(162ページ)で確認できる。
- 63) 第35回総会で全面修正された教会規約は大正9年便覧(16—24ページ)で確認できる。
- 64) 第36回総会で小修正された教会規約は大正10年便覧(16—22ページ)で確認できる。
- 65) 第18回総会で可決された教会憲法は36年便覧(67—73ページ)で確認できる。
- 66) 第19回総会で憲法実施が延期されたことは37年便覧(76ページ)で確認できる。
- 67) 第20回総会で全面修正された会社規則は明治38年便覧(16—18ページ)で確認できる。
- 68) 第24回総会で改正された会社規則は明治42年便覧(24—25ページ)で確認できる。
- 69) 第20回総会で全面修正された附則は明治38年便覧(18ページ)で確認できる。
- 70) 第21回総会で承認された提案は明治39年便覧(1—3ページ)で確認できる。
- 71) 第23回総会で決議された客員籍決議は規約集(1928年発行 27ページ)で確認できる。
- 72) 第27回総会で制定された按手礼規定は明治45年便覧(26—27ページ)で確認できる。
- 73) 第35回総会で全面修正された按手礼規定は大正9年便覧(36ページ)で確認できる。
- 74) 第35回総会で制定された理事会規程は大正9年便覧(36ページ)で確認できる。
- 75) 第35回総会で制定された中央基金規程は大正9年便覧(37ページ)で確認できる。
- 76) 第35回総会で制定された中央基金細則は大正9年便覧(38—40ページ)で確認できる。
- 77) 第26回総会で制定された世界社規則は明治44年便覧(28—29ページ)で確認できる。
- 78) 第28回総会で制定された伝道部規則は大正2年便覧(28—29ページ)で確認できる。
- 79) 第35回総会で全面修正された伝道部規則は大正9年便覧(27—28ページ)で確認できる。
- 80) 第28回総会で制定された伝道部基本金規程は大正2年便覧(30ページ)で確認できる。
- 81) 第35回総会で全面修正された伝道部基本金規程は大正9年便覧(29ページ)で確認できる。
- 82) 第31回総会で制定された日曜学校規則は大正5年便覧(31—33ページ)で確認できる。

- 83) 第35回総会で制定された総務部規則は大正9年便覧(25-27ページ)で確認できる。
- 84) 第35回総会で制定された朝鮮伝道部規則は大正9年便覧(29-31ページ)で確認できる。
- 85) 第35回総会で制定された教育部規則は大正9年便覧(31-33ページ)で確認できる。
- 86) 第35回総会で制定された社会部規則は大正9年便覧(33-34ページ)で確認できる。
- 87) 第35回総会で制定された財務部規則は大正9年便覧(34-36ページ)で確認できる。
- 88) 第8回教師会で全面修正された教師会規約は明治35年便覧(52-55ページ)で確認できる。
- 89) 第15回教師会で全面修正された教師会規約は明治42年便覧(29-32ページ)で確認できる。
- 90) 婦人伝道会創立によって制定された婦人伝道会規約は明治42年便覧(27-28ページ)で確認できる。
- 91) ア、日時は年表には「10月6日-9日」とあるが、大正11年便覧と世界(1979号4-8ページ)は「10月6日-10日」。
- イ、日時は年表には「10月6日-11日」とあるが、大正12年便覧と世界(2029号4010ページ)は「10月5日-10日」。
- ウ、理事会の場所と日付は不明。以下、理事会については場所・日付の批評は省略する。
- エ、財團法人理事会の場所・日付は不明。以下、財團法人理事会の場所・日付の批評は省略する。なお、寄付行為細則の制定・修正等は組合教会理事会においてなされたと考えることも出来る。1924年に制定された寄付行為細則第14条は以下の通り。「本細則ノ修正ハ理事会ノ決議ニ依リ日本組合基督教会理事会ノ承認ヲ得ルヲ要ス」。
- オ、会堂建築規定の制定・修正等は日本組合基督教会理事会でなされたと考えることも出来る。1925年に制定された会堂建築規定第11条は以下の通り。「本規程ノ修正ハ財團法人日本組合基督教会維持財團理事会ノ決議ニヨリ日本組合基督教会理事会ノ承認ヲ得ルヲ要ス」。
- カ、27年協約委員会の日付と場所は不明。以下、27年協約委員会の日付・場所の批評は省略する。
- キ、青年会の日付と場所は不明。以下、青年会の日付・場所の批評は省略する。
- ク、日時は年表には「10月2日-8日」とあるが、第45回総会記録と世界(2368号1-8ページ)は「10月4日-8日」。
- ケ、日時は年表には「10月5日-10日」とあるが、第50回総会記録と世界(2642号1-4、8-9ページ)は「10月5日-9日」。
- コ、日時は年表には「10月5日-10日」とあるが、第51回総会記録と世界(2693号2-4ページ)は「10月5日-9日」。
- サ、日本組合基督教会は第57回総会で解散したにもかかわらず第58回総会議案には「第58回日本組合基督教会総会(第1回日本基督教團第3部総会)」(第58回総会議

案1ページ)となっている。日本基督教団の認可が同年の11月24日であったためと考えられる。

シ、1942年11月24日—25日に開催された日本基督教団第1回総会で部制廃止が決議され、1943年4月1日より実施されている。「第3部規約」も部制廃止に伴って廃止されたと考えられる。

- 92) 第37回総会で修正された教会規約は大正11年便覧(17—23ページ)で確認できる。
- 93) 第38回総会で修正された教会規約は大正12年便覧(18—24ページ)で確認できる。
- 94) 第40回総会の教会規約修正箇所は第40回記録(62—63ページ)で確認できる。
- 95) 第41回総会の教会規約修正箇所は第41回記録(47ページ)で確認できる。
- 96) 第43回総会の教会規約修正箇所は第43回記録(43—44ページ)で確認できる。
- 97) 第45回総会で修正された教会規約条文は1929年規約集(2ページ)で確認できる。
- 98) 第49回総会の教会規約修正箇所は第49回記録(46—47ページ)で確認できる。
- 99) 第52回総会の教会規約修正箇所は第52回記録(92—93ページ)で確認できる。修正された教会規約本文も第52回記録(126—135ページ)で確認できる。
- 100) 第53回総会の教会規約修正箇所は第53回記録(101—102ページ)で確認できる。
- 101) 第55回総会で可決された憲法及細則は第55回総会議案(26—35ページ)で確認できる。ただし、組合教団規則は文部省との交渉により修正を繰り返したにもかかわらず認可されず施行されることはない。
- 102) 文部省当局との交渉により最終的にまとめられたのが組合教団規則(資料G①)だと考えられる。組合教団規則には細則はない。
- 103) 第57回総会の可決は第57回総会議案(7ページ)で確認できる。第3部規約とされたのは最終的にまとめられていた組合教団規則だと考えられる。ただし、その際に修正が加えられている。
- 104) 第37回総会で決議された伝道協定は大正11年便覧(70—71ページ)で確認できる。
- 105) 第51回総会で全面修正された伝道協定は第51回記録(57—58ページ)で確認できる。
- 106) 第38回総会で決議された養成協定は大正12年便覧(41ページ)で確認できる。
- 107) 1923年の理事会で決議された連盟決議は1928年規約集(28ページ)で確認できる。
- 108) 第43回総会で決議された宣教師決議は1928年規約集(25ページ)で確認できる。
- 109) 第43回総会で決議された27年協約は1928年規約集(21—23ページ)で確認できる。
- 110) 1928年の27年協約委員会で制定された27年細則は1928年規約集(24ページ)で確認できる。
- 111) 第48回総会で決議された神学教育協定は1934年規約集(28ページ)で確認できる。
- 112) 1936年の理事会で決議された4項決議は1938年規約集(29ページ)で確認できる。
- 113) 第45回総会での中央基金細則の修正は第45回記録(49—53ページ)で確認できる。
- 114) 第38回総会で制定された名簿整理規程は大正12年便覧(33ページ)で確認できる。
- 115) 第38回総会で制定された推薦神学生規程は大正12年便覧(33—34ページ)で確認できる。
- 116) 第38回総会で決議された調査委員決議は1928年規約集(28ページ)で確認できる。

- 117) 第39回総会で決議された「寄付行為」は第39回記録(49—51ページ)で確認できる。
- 118) 第40回総会で制定された献身奨励規程は1928年規約集(27ページ)で確認できる。
- 119) 第40回総会で決議された「整理申合」は1928年規約集(27ページ)で確認できる。
- 120) 1924年の財団法人理事会で制定された寄付行為細則は1928年規約集(31—32ページ)で確認できる。
- 121) 1925年の財団法人理事会で制定された会堂建築規定は1928年規約集(33ページ)で確認できる。
- 122) 第45回総会で制定された教職試験規定は1929年規約集(15—17ページ)で確認できる。
- 123) 第49回総会で制定された恩給資金規程は1934年規約集(19—21ページ)で確認できる。
- 124) 第49回総会で制定された中央及恩給細則は1934年規約集(27ページ)で確認できる。
- 125) 第49回総会で制定された伝道師養成規程は1934年規約集(18ページ)で確認できる。
- 126) 第52回総会で制定された教職銓衡規程は1934年規約集(17ページ)で確認できる。
- 127) 第49回総会で制定された各部規則は1934年規約集(12—13ページ)で確認できる。
- 128) 青年会で制定された青年会規約は1938年規約集(49ページ)で確認できる。
- 129) 第1回連合婦人会で制定された連合婦人会規約は1938年規約集(47—48ページ)で確認できる。